# **かわら版 7月号** ハローワーク磐田

令和4年度 第 4 号 令和4年7月4日発行

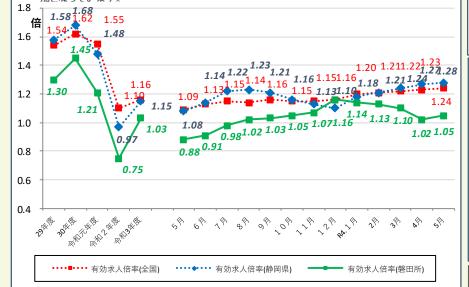
●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお

届けします。

# ▶ ハローワーク磐田管内の雇用失業情勢(5月)



- ●ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- ●有効求人倍率は1.05倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。 主な要因としては、前月に比べ新規求人数が伸び、新規求職者が減少したことが要因と 推測します。新規求人では、製造業が増加(対前月比19.5%)し、特に輸送用機械器具製造 業が対前月比49.5%増加となりました。また、運輸業・郵便業、医療・福祉分野の求人も増 加となっています。



R3.5 R3.6 R3.7 R3.8 R3.9 R3.10 R3.11 R3.12 R4.1 R4.2 R4.3 R4.4 R4.5

1.10 1.13 1.14 1.15 1.15 1.16 1.17 1.17 1.20 1.21 1.22 1.23 1.24

静岡県 1.07 1.12 1.17 1.19 1.19 1.16 1.14 1.14 1.18 1.21 1.24 1.27 1.28

0.88 0.91 0.98 1.02 1.03 1.05 1.07 1.16 1.14 1.13 1.10 1.02 1.05

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。

季節調整については、令和3年12月以前の数値については季節調整替えを行っています。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、

オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した

就職件数等が含まれています。

# ▶ ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の拡大 防止に向けてご協力のお願い

〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎

(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230



当ハローワークにおいては、まん延防止等重点措置が解除されては おりますが、引き続き静岡県の対応方針を踏まえ、ご来所の皆さまには「感染しない・ させない」ためにも、職員のマスク着用での対応にご理解をお願いします。

併せて、ご来所の皆さまの事務所内でのマスクの着用及び検温・手消毒の実施に ついても、ご協力をお願い申し上げます。

なお、事務所内の密を防ぐ等の感染拡大防止の観点からも、雇用保険の届出・申 請などは「電子申請」や「郵送」を、また、求人申し込みは「求人者マイページ」を利用 したオンラインでの求人申し込みをぜひご活用ください。

### ▶ 来春高校卒業予定者の求人の提出はお早めに!

来春高校卒業予定者の高卒求人票の受付が開始されています。7月1日から、 求人票を指定する高校へ提出が可能です。

高校では、求人応募先の事業所を夏休み中に、応募前職場見学の実施や教諭・ 保護者等と相談しながら決定する生徒が大勢おります。

高校生の採用予定はあるが未だ、高卒求人票が提出されていない事業主の皆さ まには、お早めにハローワークへ求人を提出いただくことをお勧めします。

#### 高校求人の日程

発行 ハローワーク磐田

- ・令和4年7月1日(金)~ 求人票の受付、高校への提出
- ・令和4年9月5日(月)~ 高校より応募書類を事業所へ提出
- ·令和4年9月16日(金)~ 選考開始/内定開始





#### ▶ 若者の希望に応えるのがユースエール認定企業です。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な 中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用 促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定し ています。 認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の 円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

【主な認定基準】

- ●直近三事業年度の新卒者などの離職率が20%以下
- ●前事業年度の正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ月平均の 法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- ●前事業年度の正社員の有給休暇の年平均の取得日数が年10日以上または、年 平均取得率70%以上

#### ▶ ウクライナ避難民への就職支援について

ウクライナからの避難民は我が国でも積極的に受け入れることとしており、既に千 名を超える避難民が入国しています。

出入国在留管理庁において、1年を期限(更新可能)とする在留資格「特定活動」 を付与した上で、政府全体として、出入国管理庁を中心に、身寄りの無い方に一時 滞在施設を提供した上で、生活費・医療費等を支給するほか、身寄りのある方も含め て、就労、教育、日本語教育等の各分野において、避難民への支援を進めています。 各市町に対し、避難民を受け入れた場合で当該者が就職を希望している場合には、 ハローワークへ誘導するように依頼をしているところです。

今後、避難民の受入が継続、長期化する場合には、就労のニーズが高まってくるも のと考えており、ハローワークにおいては、避難民を含めた外国人材の雇用に積極的 に取り組んでいただける求人の確保に努めているところであります。避難民の雇用等 について関心をお持ちの場合はご相談いただきますようお願いいたします。

### 特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金について ~ ウクライナ避難民関係 ~

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)では、高年齢 者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者をハローワーク等の紹介 により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇 い入れる事業主に対して、助成金を支給をしていますが、令和4年5月 から新たに「ウクライナ避難民」が対象労働者に追加されました。



トライアル雇用助成金では、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を 原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めの ない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチ を防ぐことができます。事業主の皆さまには「トライアル雇用求人」を積極的に提出 していただくようお願いします。

令和3年2月からは、コロナ禍の特例として、未経験職種へのチャレン ジを希望する離職者の方もトライアル雇用の対象となっています。

また、令和4年5月から、ウクライナ避難民が対象労働者に追加されま した。



# ▶ 障害者のテレワーク雇用促進のためのコンサルティング事業について

ICTを活用したテレワーク(在宅勤務)については、政府全体で導入の推 回転第回 進を行っているところですが、障害者雇用においても、多様な働き方の推 進や障害により通勤が困難な者、感覚過敏等により通常の職場での勤務 が困難な者等の雇用機会の確保のため更なる推進が必要なことから、厚 回来は 生労働省の委託事業により、テレワークにより障害者を雇用したいと考えている企業 等に対するコンサルティング事業を実施します。障害者をテレワークにより雇用をする

ことに関心がある企業はぜひご相談をお願いします。



### ▶ デジタル分野などの社員教育に人材開発支援助成金(人へ の投資促進コース)をご活用ください

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議 決定)において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人 材育成の強化等を行うこととされました。

国民からのアイディアを募集し、「企業の従業員教育、学び直しへの支援」「デジタ ル分野など円滑な労働移動を促すための支援」などの提案が寄せられ、令和4年度 から令和6年度までの間、人材開発支援助成金に新たな助成コース「人への投資促 進コース」を創設することとなりましたので、ぜひご活用ください。

#### 雇用調整助成金等の申請内容をより適正に確認します



令和4年4月以降の休業にかかる申請から適用しています。

- 1 業況特例における業況の確認を毎回(判定基礎期間(1ヶ月単位ごと) 行います。
- 2 最新の賃金総額(令和3年度の確定保険料)から平均賃金額を計算します。
- 3 休業対象労働者を確認できる書類および休業手当の支払いが確認できる書類の 提出をお願いします。
- 上記以外にも、必要に応じて以下の書類の提出を求める場合があります。
- 国税および地方税にかかる各種納税証明書
- ・その他、労働局が審査を行う上で必要とした書類(給与支払事務所等の開設・移 転・廃止届、給与支払報告書、住民税額決定通知書、扶養控除等申告書など

# 特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保·育成 コース)が令和4年4月1日より新設されています



既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

高年齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇 用する労働者(雇用保険の一般または高年齢被保険者)として雇い入れ「成長分野 等の業務」(\*)に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇 用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

\*デジタル・DX化関係業務及びグリーン・カーボンニュートラル化関係業務 このコースを受給する場合、対象労働者の受入れ日から「1か月以内」に計画書を 提出する必要があります。ただし、雇入れ日が令和4年5月31日までの場合、令和4 年7月31日まで計画書の提出が可能です。

# ▶ 「労働契約等解説セミナー2022」開催のご案内



労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に「安心」して「働く」ため りやすく解説するセミナーを開催します。(オンラインセミナーも開催)

#### 【セミナー内容】

①労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎 ②無期転換ルール ③副業・ 兼業の促進に関するガイドライン

令和4年度厚生労働省委託事業 適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着事業